慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	森戸事件と吉野作造の「クロポトキン論」
Sub Title	The Tatsuo Morito Case of 1920 and the writing of the "Review on Kropotokin" by Sakuzo Yoshino
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.8 (1994. 8) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

森戸事件と吉野作造の「クロポトキン論」

中村勝範

一、問題の所在
二、変現出没的東京朝日新聞と吉野作造
三、皇室讃美の吉野のクロポトキン論
四、安全圏からの学問・研究自由論
五、結語

一、問題の所在

ここでいう「クロポトキン論」とは、吉野作造が森戸事件の渦中において東京朝日新聞に四日間に渡り連載した「クロポトキンの思想の研究」の略称である。本稿は、森戸事件の中における該論文の位置づけを試みるものである。

東京帝国大学経済学部助教授森戸辰男と同大内兵衛は、大正九（一九二〇）年一月一四日、新聞紙法違反として東京地方裁判所に起訴された。森戸は経済学部経済学研究会の機関雑誌『経済学研究』第一巻第一号に発表した論文「クロポトキンの社会思想の研究」の署名人として、大内は『経済学研究』の発行人兼編集人として、先述の罪に問われ

たのである。森戸、大内の起訴を報じた大正九年一月一五日までの新聞では、森戸論文は穏当を欠くがゆえに起訴は不得已という論調が大部分であった。(1) これらの論調は森戸論文の内容、主張を詳述した上で、かくかくの部分がかくかくの理由により穏当を欠くという説明無しに抽象的に該論文が法に触れるとか、あるいはクロポトキン(Pyotr Alekseevich Kropotkin)を研究論文として扱うこと自体が起訴に価するという類であった。

一月一五日、東京帝国大学生が森戸事件に関する集会を開催した。これを契機に新聞の報道姿勢が変化した。集会は国家主義的学生により組織されていた興国同志会により森戸問題報告会として催された。そこにおいて学生は大学・学問の独立・自由の擁護という文言を使用した。この報告会は短時間で終ったが、同集会はたちまち反興国同志会の学生により、簒奪されるようにして継承された。それは興国同志会批判と森戸擁護の学生大会に衣がえした。反興国同志会系の学生は、興国同志会の学生が使用した大学・学問の独立・自由という文言までも惜しみなく奪い、頻発した。森戸と森戸論文批判の報告会は野次と怒号を浴びたが、反興国同志会系の森戸擁護の集会は参加した学生大衆に圧倒的に支持された。新聞はおおむね強者を好む。前日(一月一五日)まで森戸論文は穏当に非ずとするトーンで報道していたが、一夜明けると「失はれた大学の自由」を追及するペーパーに変貌した。(2) 事大主義的新聞の加勢を得ながら経済学部、あるいは法学部の学生大会が開催された。発言した学生の中の少なからぬ者は森戸論文には必ずしも賛同するものではないとか、あるいは該論文は必ずしも不穏とせざるに非ずとしながら、それとは別個に大学の独立、学問の自由を論ずるとした。(3) 連鎖反応的に開催される森戸擁護の学生大会は、森戸論文の論点を具体的にとりあげて森戸を擁護するのではなく、一途に大学の独立、学問の自由が唱えられた。問題の核心を外れたところで激論され、スローガンがくり返された。

核心から外れたところで議論をもてあそんでいたのは学生だけではなかった。学生大会が新聞によって大々的に報じられると沈黙していた言論人が思い出したように発言し、忽ち雄弁家になった。しかし、そのほとんどの者は学生

と同様に独立、自由が失われると呪文をとなえるように繰り返すだけで、森戸論文には直接的にはいうまでもなく間接的にも触れなかった。炎上する家のまわりに蝟集した学生、言論人は、燃える家の中に残っている幼児が危い、助けろとは叫ぶが、火中に飛び込む者はいなかった。すでに起訴された論文につき論議することは法により禁じられている、下手をするとわが身に炎は燃え移る、というのである。

多数の野次馬の中から燃えしきる炎の中へ飛び込んだ者がいた。吉野作造である。吉野は森戸事件発生当初は、火事の原因は森戸の不注意にあると強く批判的であった。(4) その吉野が火の中へ飛び込むに当っても、森戸に慎重さが欠けていたと不平をいいつづけてはいた。しかし吉野は、森戸を救い出そうとした。とはいえ、燃え上る炎の中へ飛び込むのである。吉野は水を十分含んだ毛布をかぶらざるを得なかった。毛布は「クロポトキンの思想の研究」と題する論文であった。それには、クロポトキンの思想は危険に非ずと書かれていた。クロポトキンは元来は危険思想家であったが、今日の階段では彼の思想は時代遅れとなっており、危険な部分は他の思想家により安全なものと置き換えられている、と吉野は大声を上げながら飛び込んだ。吉野は森戸論文が起訴されるほどのものではないとはいわなかった。クロポトキンは誰が論じてもそれは危険ではないという婉曲的な論法を用いた。この論法は、吉野自身が焼けずに森戸を救出し、研究の自由を確保したいというものであった。とにもかくにも非常事態における救出作戦である。なりふりかまわず吉野は炎の中に突入した。他の論者が森戸論文の核心から外れたところで喚叫している時、吉野は森戸が論文の対象としたクロポトキンの思想をとりあげて起った。

森戸事件は新旧思想の争闘ともいわれたように思想と思想のたたかいであった。吉野は逡巡した後ではあったが、思想を持って森戸擁護に起った。森戸擁護派の中には思想に対する思想を持って起った者は他にいなかった。

なお本稿が研究対象とする期間は、森戸事件突発から森戸・大内の第一回公判までとする。

(1) 拙稿「森戸辰男事件序論」(慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第93号　一九九三年三月)。

(2) 拙稿「国家と文化の対立――森戸辰男事件をめぐって――」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十六巻第七号　平成五年七月)。
(3) 拙稿「森戸辰男事件と黎明期学生運動」(慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第95号　一九九四年一月)。
(4) 前掲「森戸辰男事件序論」。

二、変現出没的東京朝日新聞と吉野作造

吉野論文「クロポトキンの思想の研究」の検討に入る前に、森戸擁護の学生大衆運動の終焉状況を検討して置きたい。

反興国同志会大会で燃え上った学生運動は経済学部学生大会、法学部学生大会へと引き継がれた。ここまでの学生大会は盛会であったが、さらにつづく、継続法学部学生大会はこれまでの盛会が嘘のように一挙に萎んでしまった。新聞は、参集した学生は少数で風寒く、如何にも寂しく、大会の形を為さないと報じた。(1) この運動の急速な萎み現象には、学生の熱し易く、また冷め易い性癖が現れただけではなく、美濃部達吉の誡めもあったようである。美濃部は講義中、山川健次郎総長並びに経済学部教授の態度が非であることはいうまでもないが、しかし、かれらは森戸に好意を寄せて事を有耶無耶の裡に治めようとしたのだ、と打ち明け、昂奮した学生に鎮静剤を投じたため、軟化学生が次第に増加したという。(2)

一月二四日午後一時から森戸問題に対する経済学部委員一〇名と法学部学生一五名が第一学生控室で会合し、両学部委員の経過報告並びに今後の方針に関する協議会を開いた。法学部委員は山川総長並びに金井延経済学部長を通じて学部教授会に法学部学生大会の宣言決議を提出したいとし、経済学部委員の容認を求めたが、経済学部委員の運動はすべてひとまず打切ることと決定したという回答であった。その結果、法学部委員も同様の態度をとることとなっ

た。[3] つまり両学生大会は、(1)成果を挙げることなく打ち切りとなり、(2)法学部学生大会が二日間を費し、法学部学生の間に大きな亀裂まで生んで決議された宣言、決議はまったく宙に浮くことになった。

あまつさえ、森戸事件との関係で生じた上杉慎吉問題をめぐり、法学部学生内の急進派対穏和派の対立は一段と深刻化した。そもそも両派学生の対立は、法学部学生大会において経済学部教授会に対して「責任を問ふ」とする急進派と、「反省を促す」とする穏和派との間に生じたものであった。結局、同大会は穏和派が多数を占め、新人会を中心とする急進派は少数派として敗れた。大会後選出された実行委員は悉く穏和派により占められ、[4] かれらは急進派によりヘゲモニーを奪われまいと警戒した。これに対して急進派の中には上杉慎吉の発言の中に学生を侮辱したものがあるとして上杉排斥運動を起す動きがあった。法学部委員と経済学部委員は、[5] 急進派によるかかる動向は森戸問題と全然分離した運動であるから、かれら委員の権限外のものという結論を出した。結局、法学部の中の急進派、つまり新人会員らは法学部及び経済学部学生から浮き上ってしまった。この当時、新人会員として森戸擁護運動に積極的に参加した三輪寿壮は、事件よりおよそ八年後に、森戸擁護の運動においてヘゲモニーをとったのはもちろん新人会であったと[6]胸を張ったが、新人会が「ヘゲモニーをとった」ことがあったとすれば、法学部学生大会において急進的言辞により、学生大会を紛糾させた点においてであった。しかし新人会の急進的提案は学生大衆から拒否されただけではなく、新人会が積極的に展開しようとした上杉慎吉排斥運動へ学生大衆を参加させることに失敗をもたらす原因となった。したがって新人会は森戸擁護運動において運動のヘゲモニーはとれなかった。

かようにして、学生大衆による森戸擁護運動は、目に見える限りでは泰山鳴動して鼠一匹も獲れないまま打ち切りとなった。この打ち切りについて、連日学生活動を大々的に書き立ててきた東京の新聞は一言半句も触れなかったが、大阪の進歩的な新聞は一隅に、東大学生の運動は穏やかではなかったから、大抵にした方がいゝというよりもまあ悧巧なやり方だろう、[7]とした。もっとも、この小記事は、学生運動の不穏を責めているだけではなく、思想上の事は表

面の運動の有無により、その実質の判定は不可能である、外部からの圧力は内部の反抗性を力づくで圧し切れるものではない、とも論じていた。そこには東京の新聞に見られない冷静さがあった。

吉野作造の「クロポトキンの思想の研究」は東大の学生大衆運動とそれを報道する東京の新聞に煽られて登場した。該論文が東京朝日新聞の一月一六日に現われ、一九日まで四日間にわたり連載された意義につき以下、考察する。

第一点はクロポトキンがいわば巷間の話題になったことである。森戸の「クロポトキンの社会思想の研究」は大衆から遠い学術誌に掲載されたものである。しかも掲載誌は回収されたから世人の目にはなおのこと触れ難い。さらにまたクロポトキンの思想は大逆事件以来、公然と論じられることのないものである。こうした状況の中において東京帝国大学教授吉野作造が東京朝日新聞に四日間も「クロポトキンの思想の研究」の題名で筆を執ったことはクロポトキンへの大衆の関心を高めることになった。クロポトキンはもはや一部知識人や拗ね者が息をひそめて語り、書くものではなくなった。市井人も話題にし得るものになった。

第二点は該論文がこともあろうに東京朝日新聞に掲載されたことであった。これは事件であった。まず、その顕われ方が事件であった。森戸事件は一月一一日以来、読売新聞、東京日日新聞により大々的に報道されており、これは両紙の目玉記事になっていた。しかるに東京朝日新聞は時事新報と共に、この事件について触れることまことに乏しかった。朝日、時事両紙は森戸事件を報道すべきか否かで逡巡していたのである。逡巡しつつ、事件を大々的に報じる読売、日日両紙と、これに圧力を加えるかもしれない官憲もしくは世論の動向を洞ヶ峠で観望していた。やがて事件を報道しても、新聞は圧力を受けることがないだけではなく、読者はこの事件に熱い関心を寄せていることが判明した時、時事新報は積極的に報道に参加し、東京朝日新聞は出遅れを取り戻すために、吉野の「クロポトキンの思想の研究」の連載を開始したのである。逡巡、洞ヶ峠、そして変心は転換期における人間にも新聞にもありがちであるが、傍観者には珍妙に映るものである。東京朝日新聞の変心の中に、大正中期の日本の社会と思想の激動が反映され

ている。

○「朝日」の態度も可なり珍妙だつた。最初の二日ほどは三面でだつて、此事件を報じなかつた。スルト大学々生の寄合で、「朝日」は怪しからんといふ声が、大分聞えた。泡を喰つて急に依頼して出し始めたのが、吉野博士のクロポトキン研究とか云ふ変現出没的論文であつた。(8)

一月一一日、読売新聞は約四分の一頁、東京日日新聞は約五分の一頁を割き大きく森戸事件を報じたが、東京朝日新聞、報知新聞は一字も書かなかった。一二日、一三日も東京朝日新聞はまったく書かなかった。東京朝日新聞は二日ではなく、三日間も完黙していたのである。この間、時事新報は一二日に本文六行で事件を報じた。一月一四日、読売新聞は半頁を使用し事件を報じた時、東京朝日新聞は僅かに二段組で初めて小さく報じた。一五日は興国同志会大会とそれに引きつづき反興国同志会大会が行われた日であったから一六日の読売新聞は四分の一頁以上の紙面を割き、東京日日新聞も五分の一頁程を事件の報道に割いたが、東京朝日新聞はまたもや一字も書かなかった。そのかわりというべきか、あるいは唐突乃至は青天の霹靂というべきか、五段組の吉野の「クロポトキンの思想の研究」第一回分が掲載された。「珍妙」であるとは将にいい得ている。木に竹を継ぐとはこのことであった。

東京朝日新聞が該事件発生から三日間も一字も報道せず、四日目にして小記事報道にようやく転じるというためらいは、村山龍平事件と関係している。大正七年夏、米騒動が日本の広範囲において生じた時、これを報じた大阪朝日新聞中に朝憲紊乱の記事があったとし、新聞発禁、記事関係者起訴、有罪判決、村山龍平大阪朝日新聞社長襲撃、著名な五革新的記者退社という一連の事件となった。この事件により同紙は「進歩的主潮」から「保守的主潮」へ大転換した。(9) この転換は東京朝日新聞にまで連動し、東西両朝日新聞の不覇独立、讜議公論は終焉したとまでいわれた。(10) この結果、たとえばこの年の末に結成された黎明会と同会講演会は、東京の新聞、雑誌は比較的よく伝えていたが、東京朝日新聞はまったく報道しなかった。(11) 同紙には、この後遺症が森戸事件まで一年有余にわたりつづいていたので

ある。しかし、読売新聞と東京日日新聞の森戸事件報道、とりわけ読売新聞の華々しい報道にも拘わらず、官憲も右翼陣営も一指だに干渉しないことを見届けた時、東京朝日新聞は報道の遅れを取り戻すために吉野に、森戸事件の根幹であるクロポトキンについて四日間にわたり、執筆させ突然ダッシュをかけたのである。殻の中に深く閉じ籠り、固く戸を閉ざしていた貝が、唐突に丸裸で殻から飛び出したとでもいえる東京朝日新聞の変化の中に、大正七年末から大正九年初頭にかけての一年有余の間における日本の社会・思想状況の変化を見ることができる。

社会・思想状況は一年有余の時間をかけて変化したが、より端的にいえば森戸事件が読売新聞、東京日日新聞で積極的に取り上げられたことにより、それは数日にして変化したともいえる。なぜならば、森戸論文は危険を帯びているから物議を醸すのは已むを得ないと森戸を批判していた吉野作造が、数日にして森戸論文擁護に廻ったところに潮流の鋭角的な変化を見ることができる。吉野は読売新聞、東京日日新聞の森戸事件の大報道が無事であるところに社会・思想状況の変化を見てとったのである。この状況の変化と、さらに東京帝国大学生の学生大衆運動に官憲、右翼が手を拱ねいていることを見届けて吉野は君子豹変したのである。「変現出没的論文」とは吉野の豹変を表現したものである。(12)なお、その後の吉野は森戸の特別弁護人にまでなると「筒井順慶式の卑怯な振舞い」とまで非難される。

ことほどさように吉野は社会・思想状況の大変化に従って一挙に豹変したが、東京朝日新聞は大きく一歩踏み出したものの、次には半歩後退する。

○その論(吉野の「クロポトキンの思想の研究」のことを指す——中村註)が済んだ處へ、例の岩野泡鳴氏からの、寄書が届いた。此の寄書は本来、その前日京橋あたりの新聞社へ投稿され、それが社の見解と違ふから返戻すとて返されたものである。吉野氏の論文で、或は村山社長の思惑如何を心配してゐた矢先だけに、泡鳴氏の此の出戻り原稿を早速に載せた。

○載せは載せたが、流石に編輯局内の抗議が出て、第一二版(13)だけで、泡鳴氏の大日本主義的クロポト観は、無残や流産した。そこでまた其翌日は三面の劈頭に上杉博士の大提燈を釣した。

吉野の連載が終結した東京朝日新聞社へ岩野泡鳴から寄書があった。岩野はかねがね「空想的世界主義、並に無政府社会主義」を排斥する日本主義の立場を宣言していた。[14] この立場からの寄書ははじめ「京橋あたりの新聞社」[15]へ投稿されたが、それは社の方針と違うということで岩野へ戻された。京橋あたりの新聞社というのは多分、森戸事件を新旧思想の争闘という表現において森戸・反興国同志会的学生大衆運動に肩入れした編集をしていた読売新聞社であろう。岩野は戻ってきた原稿を東京朝日新聞社へ振り向けたところ、それが早速、掲載された。同紙は吉野論文の掲載による外圧の再来を恐れ、岩野寄書により防波堤にしようとしたのであろう。しかしながら岩野寄書は一版及び二版に掲載されただけで、それ以後は削除されたという。よって今日、東京朝日新聞のマイクロフィルムでは、岩野寄書を見ることは不可能である。また各種の岩野泡鳴に関する文書でも、この寄書は見ることはできない。[16] しかしながら、その内容は読売新聞が森戸事件を「新舊思想の争闘」[17]と題したのはよくない、国家無視的傾向を少しも新らしいとは思えない、外国においては既に古びている思想の糟粕をなめているに過ぎない、と批判したことと同類のものではなかったかと推測される。[18] もしそうだとすると、この寄書を掲載することにより、唐突に吉野の「クロポトキンの思想の研究」を連載したことへの中和剤にしたいと東京朝日新聞社中枢部は考えたのであろう。しかし、たちまち、編集局の抗議を受け、三版以後はこれを削除した。しかしながら世の保守派への目くらましはなお必要と考えた新聞社中枢部は、翌一月二〇日に上杉慎吉のインタビューを三面の劈頭に掲げた。見出し六行、二段組の上杉談話の中には次のような発言がある。

すなわち大学問題、普選問題等世間は騒然としてきた、「私達が大いにやるべき時が来たわけだ」、森戸論文を読めば「誰も何とか處分しなければならぬと感じるに違ひない」、「此の意味に於て私達は当然採るべき手段を執った、総長が森戸君に休職を命じたのも正當である、又事は既に司法権に移り両氏は刑事上被告の立場にある以上学校としても学生としても之に関して云々するは穏かでない、（中略）今後朝憲紊乱の名に於て萬一両氏が刑法上の罪人になった暁、擁護の意味で学生等が騒いだ以上総長

としては責任上夫等多数の学生を相當處分しなければならぬとなったらどうだろう」[19]

上杉は、森戸論文を看過すべからずとし、採るべき手段を執ったと語る。森戸事件に上杉らが一枚加わっていることを隠さなかった。その上で、森戸、大内が有罪判決と決った場合には森戸擁護派学生は処分されなければならぬという。さきに森戸擁護運動の急速な冷却につき、㈠学生の熱し易く冷め易い性癖と、㈡美濃部達吉の誡めを挙げた。しかしその後、前述の上杉の新聞談話をめぐり、新人会側からの上杉排斥運動の発動提案があったが、法経委員会は軽くこれを拒否し、ここに学生大衆運動は消滅した。運動の息の根を止めたものの一つとして森戸、大内有罪と断定された時、学生運動派多数は処分されなければならぬ、という上杉の発言がなかったであろうか。東京朝日新聞は、吉野論文を右手にかざし、左手では森戸論文と森戸擁護学生は処罰されて当然とする上杉談話を掲げてバランスをとったつもりであったかもしれないが、上杉談話は萎んだ学生運動の息の根を止めた。

東京朝日新聞の珍妙さについてさらに附け加える。同紙は一月末に二日間にわたり理学博士遠藤吉三郎の「クロポトキンの生物学説」を掲載した。これは、クロポトキンの無政府主義思想の出発点である相互扶助論は生物学的に牽強附会であらざればペテンであると断定したものである。[20] 遠藤は吉野作造がクロポトキンの思想の中には人間の社会生活の理想として永遠に真理なるもの、一点の非難すべき所がないというのはいい過ぎではないか、としていた。[21] 結局、東京朝日新聞は、森戸事件に対し、初め沈黙し、突如、巨大なエネルギーの爆発としての吉野のクロポトキン・森戸擁護論を連載し、それが終ったところで鎮静剤として岩野泡鳴の寄書をのぞかせ、さらに上杉慎吉の森戸批判談話を押し込み、もう一押し遠藤吉三郎のクロポトキン及び吉野作造批判文を連載した。それは今日のマスコミに求められているバランスをとった編集とは質を異にするものであって、新聞経営者及び編集局の思想と心理の不安定さを示すものであった。

大正時代の中期は激動の時代である。社会、政治、経済、思想界における今日の姿は明日は変化する。環境が変わ

れば学者の心も、そして新聞もまた変わる。(22)

（1）前掲「森戸辰男事件と黎明期学生運動」。

（2）「森戸問題の決議を／総長と教授に／提出し其結果により新に協議／美濃部博士の鎮静剤」（『大正日日新聞』大正九年一月二四日）。

（3）「森戸氏の問題は／運動一先打切り／法学部及経済学部委員会の協議／上杉博士に対して新運動」（『大正日日新聞』大正九年一月二六日）。

（4）「上杉博士に対する／新運動を起す／法学部実行委員の不徹底な／運動に憤慨した急進派」（『大正日日新聞』大正九年一月二二日）。なお急進派が上杉慎吉を排斥する運動の企ては後述する『東京朝日新聞』一月二〇日号に掲載された上杉の発言に原因があるという。

（5）前掲「森戸氏の問題は／云々」。

（6）「赤門生活の／追憶／赤旗を先頭に／大示威運動（上）／学生運動揺籃期の事　三浦寿壮氏談」（『帝国大学新聞』昭和二年一〇月二四日）。

（7）「橋畔語」（『大正日日新聞』大正九年一月二六日）。

（8）「梅花数点」（『日本及日本人』大正九年二月一日）。正確には『東京朝日新聞』は最初の三日間はまったく報じず、そのあと二日間、僅かに伝えた。田中浩氏は『朝日新聞』をみると森戸事件について、「扱いの比重は小さく」、そのことから「当時の日本における言論界がいかに森戸事件を過小評価していたかがわかる」（田中浩『長谷川如是閑研究序説』（未来社　一九八九年一二月二〇日　一九九―二〇〇頁）としている。もしも、田中氏が当時最も社会問題の報道に臆病であった朝日新聞だけに頼ることなく、また村山龍平事件の東西朝日新聞に与えたインパクトを知悉していたならば、まったく異る見解を得たであろう。

（9）『村山龍平伝』（朝日新聞社　昭和二八年一一月二四日）五一四頁。

（10）大庭柯公「東西朝日新聞の堕落降伏史」（『日本及日本人』大正八年一月一五日）及び拙稿「黎明会創立における大正デモクラシーの一齣」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第五十八巻第二号　昭和六〇年二月）

(11) 同右拙稿。

(12) 竹内賀久治「森戸問題批判の批判(承前)」(『法律新聞』第一六九四号　大正九年五月二五日)。

(13) 前掲「梅花数点」。

(14) 岩野泡鳴は『新日本主義』を主宰していたが、第一巻第十号(大正五年一〇月)から『日本主義』と改題し、新たな「宣言」を掲げた。宣言の最後である第八番目に「僕等の排斥する思想若しくは主義は下の如し、曰、独断的個人主義、独断的国家主義、空想的世界主義並に無政府社会主義」としていた(『泡鳴全集　第十巻』〈国民図書株式会社　大正一〇年七月二〇日　六頁〉の「序に代へて」)。

(15) 当時、京橋区にあった新聞社は東京朝日新聞社(京橋区瀧山町四番地)、讀賣新聞社(京橋区銀座一丁目一番地)、時事新報社(京橋区南鍋町二丁目十二番地)等であった。

(16) 例えば『泡鳴全集』第一巻～第十八巻(国民図書株式会社　大正一〇年一月二五日～大正一一年七月一八日)にはないし、伴悦『岩野泡鳴論』(双文社出版　昭和五二年一一月一〇日)、紅野敏郎・吉田公子編『岩野泡鳴書目』(明治書院　昭和五四年一〇月一五日)等ではこの件に関し、いかなる片鱗もない。但し柳田知常『岩野泡鳴論考』(明治書院　昭和四四年九月二五日)二四一頁の「第二部泡鳴日記抄」中「巣鴨日記Ⅲ」において「学者の迂遠」(五片『読売』のち『東京朝日』)とあるのが手がかりになりそうである。

(17) 讀賣新聞が「新舊思想の争闘から／森戸助教授休職となる／『経済学研究』に発表せる論文が禍ひして／休職を命ぜらるゝと同時に留学生罷免」と題する記事を頭に、半頁にわたり森戸事件を報道したのは大正九年一月一四日である。

(18) 岩野泡鳴が「無政府主義紹介事件の批判」(『日本主義』大正九年二月号)を執筆したのは、吉野の「クロポトキンの思想の研究」が公表される前日の大正九年一月一五日である(前掲『泡鳴全集　第十巻』二七五頁)。

(19) 「洋行を止めて／心配顔の上杉博士／逃げ隠れることは怪しからぬ／学の独立も内容／の判断が第一／成行を見よと語る」(『東京朝日新聞』大正九年一月二〇日)。

(20) 遠藤吉三郎「クロポトキンの生物学説(上)」(『東京朝日新聞』大正九年一月二九日)。遠藤はこれより一年半前に、「我国の政府当局者が社会主義に対する態度を見るに、宛然流行菌に対するに似」て、民をして之れに触れさせないようにしている

が、病毒防禦の最良の手段は我を健全ならしむに在る」とし、クロポトキンの無政府主義については彼の説いた「相互扶助論」が「如何に自然現象と人類社会に於ける諸現象との対比を誤れるものであることを示さん」（「大戦乱小感㈠」〈『大日本』大正七年六月一日〉）と縷々説明し、結局、相互扶助論は「欺瞞なり」「鬼面人を威かすのみ」（「大戦乱小感㈡」〈『大日本』大正七年八月一日〉）としめくくっていた。

(21) 遠藤吉三郎「クロポトキンの生物学説（下）」（『東京朝日新聞』大正九年一月三〇日）。

(22) 東京朝日新聞は吉野論文の珍妙な掲載をくらますために一工夫したつもりであったかもしれない。時あたかも同紙は河田嗣郎の「労働運動と国家」を一月三日、五日、七日、八日と四回連載した。それと重なるように黒板勝美の「国史より観たる現今の思想問題」を一月五日、七日、九日、一三日、一四日、一七日、一九日にわたり七回連載し、これに一部重ねるように吉野論文を一六日、一七日、一八日、一九日と連載した。つまり吉野論文も一連の連載ものの中に入るものであって、特別の意図はないものだという見せ掛けをし、あわせて森戸事件報道の遅れを一挙にとり戻そうとしたのかもしれない。さらにまた遠藤吉三郎の上下二回にわたる連載も一連の連載物のつづきという装いの中で編集されたのかもしれない。

三、皇室讃美の吉野のクロポトキン論

吉野作造の「クロポトキンの思想の研究」の概要を紹介する。

掲載第一回。森戸論文はクロポトキンに関する蘊蓄を「最も適当に披瀝」したものかどうか疑わしいし、自分も多少の異見はあるが、無政府共産主義の宣伝と見做すのは穏当ではない。「クロポトキンの無政府主義そのものは排斥すべきものに相違ない」けれども、その思想の中には多くの「共鳴するもの」や「宝石が混在」している。したがって森戸論文におけるクロポトキンの紹介には「物議を醸す」所もあったが、そのことによりクロポトキンの研究が挫折するようなことがあれば甚だ遺憾である。戦後日本の思想の混乱、社会不安は無政府主義その他の西洋思想の東漸の結果ではなく、日本社会其者に不安動揺の種があるからである。社会の安寧保持の根本は「危険思想の発育に適せ

ぬ様社会其者を改革」することである。(1)

掲載第二回目。大戦後、国際社会と国内の各方面に改造の声が高まっている。「戦前の世界は、国と国との間に於ても、又人と人との間に於ても、弱い者に取っては誠に住み心地のわるい處であった」、戦争末期に各国において起った各国の社会的動揺は弱者の抬頭と見られないではないが、クロポトキンは弱者の最も雄なる代表者であった。彼は国際関係と労使関係の二方面において周到に批判し、如何に改造すべきやの点までも丁寧に説明して居る点において「出色の特色」を示した。(2)

掲載第三回目。「クロポトキンの思想は第一に労資関係の解決に対して大に光明を与え、理想的社会の積極的建設という点を比較的精細に説いた。この点は森戸論文でも明かである。第二に無政府主義は国家と主権者をいかに考えるかということである。(1)クロポトキンは国家を否認するのは「隠れもない事実」であるが、それは人類の衆団生活における「強制組織の否認」であって、決して社会秩序を否認するものではない。また今日の無政府主義は破壊的なもの許りではない。(2)無政府主義と主権者との関係であるが最近の無政府主義は必ずしも主権者を排斥しない。主権者が国民の道徳的指導者として活躍することを妨げるものではないし、また国民の積極的感激の源泉とならねばならぬ。もし日本が萬国に冠絶する所があるならば、それは此の点でなければならぬ。「我が皇室」の国民に対する関係は命令服従的なものではなく、「道徳的関係」にある、故に斯る「強制関係を超越した即ち無政府的境地に美しき我国君臣の情誼を安置すべきであると思ふ」「我が国体の如きは寧ろ無政府的なるを誇りとすべきものではあるまいか」。(3)

掲載第四回目。クロポトキンの無政府主義の神髄は「多数の少数に対する圧迫は如何なる場合にも許されない。吾々の社会生活は、各人の完全なる同意に依りてのみ組み立てられなければならない」、というところにある。この考えは「吾人の社会生活の理想として永遠に真理であって、一点の非難すべきはない」、しかしクロポトキンはこれを遠い未来に達成すべき理想とはせず今日直に実行すべきものだとした。そのために、暴力に訴えても実現すべき大事な

仕事として説いた。ここに至るとクロポトキンの無政府主義は明白に危険性を帯びてくる。しかし、今日はクロポトキンのように、暴力に訴えても即時これを実現すべしなどとは誰も考えていない。クロポトキンを現代的に観るために、バートランド・ラッセルに赴く必要がある。何故ならばラッセルはダーヴインの所有の衝動とクロポトキンの創造の衝動を合一し、自由をより強固にするために政治制度の必要を認めたのである。森戸がクロポトキンの忠実な紹介者たりしや否やは別問題であるが、この事件のためにクロポトキンの研究が頓挫することがあっては昭代の恨事である。[4] 以上が吉野の「クロポトキンの思想の研究」の概要である。以下該論文につき検討する。

第一、該論文は森戸を擁護し、クロポトキン研究の禁圧反対を目的に書かれたものである。森戸論文には「異見」はあるが、これは「宣伝」ではないとするところに、森戸擁護がある。森戸論文は危険思想の宣伝であるとされ、忌諱に触れた。したがって宣伝ではないとなれば森戸論文への嫌疑は消滅する。ただし、吉野は宣伝でないとする論拠についてはなんら証明はないから独断である。

吉野はまた、クロポトキンの無政府主義は排斥すべきであるが共鳴するところもある、森戸論文には物議を醸すところもあるが、そのことによりクロポトキンの研究は挫折させてはならぬという。ここでクロポトキンの無政府主義は排斥すると断言するのは、吉野もまた世の保守派の一員であるかのごとく見せかける保護色である。この一言で保守派を安心させておき、しかしクロポトキンの無政府主義の中には共鳴するものや宝石があるから研究を妨げるべきではないとする。クロポトキンの研究は禁圧すべきではないということになれば、「宣伝」でない森戸の「研究」論文はなんら問題はない。クロポトキン研究の継続と森戸擁護を狙う戦略的論法である。

第二、吉野はここでクロポトキンのいかなる思想も研究していない。クロポトキンは国際関係と労資関係(国内問題)を周到に批判し、改造の方向を丁寧に説明したというが、その批判と説明がまったくないから、この方面のクロポトキンの思想は全然不明である。とりわけクロポトキンは労資関係の解決について比較的精細に説いたとしつつ、吉野

自身はそれを読者に解るように紹介することなく、それは森戸論文でも明かであるという。森戸論文は発禁されており、新聞読者はこれを読むことができない。クロポトキンの労資関係の解決策は私有財産制の否定であり、これは重要なポイントであるが、それは森戸論文に明かにされているというのでは、吉野は敵前逃亡したとしかいいようがない。この方面のクロポトキンの思想もまた研究されていない。

吉野はクロポトキンは国家を否認するが、社会秩序を否認しない、というが、クロポトキンの論じているのは国家であって社会秩序ではない。ちなみに森戸が「クロポトキンの社会思想の研究」において、クロポトキンの原典の裏書きを得つつ丁寧に紹介し、論じている国家否認の思想と論理は次の通りである。

――現代国家その政治及法律と刑罰組織は、共に個人の自由なる人格発展のためには有害にして無益である。

――国家は、被掠奪者に対する富者の武器となり、無産者に対する有産者の武器となって居る。

――民衆にとって国家の本質をなすものは隷従である。此の事は近代の立憲国家に於ても変りはない。議会政治は資本家階級が主権に対して自家の権勢を支持し同時に労働者に対する彼等の支配を確立し強大ならしめんがために建設したものであって、著しく資本家の階級政治の特質を備えて居る。資本家階級は民衆に自由を与えることなしに単に自分と主権との間に障壁を造るために議会制度を利用したのである。

以上、森戸はかくも執拗にクロポトキンの国家否定を幾重にも反復して紹介する。クロポトキンが国家を徹底して否認しているからである。クロポトキンの無政府主義思想を根源において理解するためには国家は民衆を暴力的に支配する機関であるという階級国家の特質をなにをおいても納得しなくてはならないからである。クロポトキンの思想が、かくのごとく国家は支配階級の被支配階級を抑圧する機関であるとする点が、日本は天皇を家父長とする君民一体の家族国家であるとする国是と衝突するために国禁の思想となったのである。森戸論文が禁圧された所以は、森戸論文があまりにも忠実にクロポトキンの階級国家論を紹介し、敷衍していたからである。しかるに吉野の「クロポトキ

ンの思想の研究」はクロポトキンの思想の根源である階級国家論の論述とそれへの評価を全く回避しているだけでなく、クロポトキンは社会秩序を否認しないと的外れなところで徒らに駄弁を弄している。クロポトキンは昆虫でさえも秩序を維持している、いわんや性善なる人間は国家という強制組織が無かりせば、社会秩序は容易に維持されるというのが出発点であり、結論であった。クロポトキンが社会秩序を寸毫たりとも否定するわけがない。吉野はクロポトキンの国家論につき論ずることが無く、クロポトキンは人間社会の秩序を否定することがなかったと当然なことをいうのは論理のすりかえである。

第三、吉野は最近の無政府主義は主権者を排斥しないという。吉野がここで研究しなくてはならぬテーマは看板に掲げたごとく「クロポトキンの思想の研究」である。しかるに吉野は、「最近の無政府主義者」を論じる。まず看板に偽りあり、である。仮りに最近の無政府主義者が人民以外の主権者を認めているにしても、クロポトキンは人民以外の主権者を認めてはいない。クロポトキンの看板を掲げておきながら、最近の無政府主義者が主権者を認めているというのは詐欺である。

また吉野は、クロポトキンが「我が皇室」の存在意義を説いているのであれば、懇切丁寧に論ずることは止むを得まいが、クロポトキンの思想の研究の看板において、クロポトキンが一言たりとも述べていない「我が皇室」を讃えるのは単なる逸脱ではすまない。明治末期以後の日本において、クロポトキンの思想の宣伝が禁圧されたのは、その国家論によるよりも寧ろクロポトキンの思想的感化を受けた日本の無政府主義者が明治天皇の暗殺を計画したとされたところにあった。吉野がクロポトキンを論じることによって森戸を擁護し、なお吉野が無事であるためには無政府主義は皇室＝天皇の存在を否定するものではないと言わざるを得ないことはわかる。しかしそれはあまりにも恥知らずの虚偽である。さらに皇室は国民の感激の源泉と「ならねばならぬ」、万国に冠絶する所は此点で「なければならぬ」、「君臣の情誼を安置すべきであると思ふ」、「我国体の如きは寧ろ無政府的なるを誇りとすべきものではあるまい

か」と書き連らねるのであるが、これはむろんクロポトキンの思想ではない。吉野の主観的な期待、願望、推量である。日本の皇室と国民との間は、命令服従という関係ではなく、我国体は無政府的であるから誇りとすべきものではあるまいかというのは無政府主義の意図的歪曲である。ここにはクロポトキンの思想の研究はなく、また最近の無政府主義の研究もない。あるのは虚偽と歪曲である。

第四、吉野は該論文において従来の森戸論文危険論から森戸擁護論へと方向転換した。方向転換の過程は以下の通りである。森戸事件が生じた時、これに対する吉野の第一声は一月一一日の新聞に掲載されたが、森戸論文は「余り露骨に」クロポトキンの思想を紹介しているから論文掲載誌の発禁は「止むを得まい」としていた。(5) また森戸の休職処分発表後の吉野の談話は一月一三日の新聞に掲載されたが、森戸論文には危険性が帯びているから教授会で問題となるのは已むを得ないとしていた。(6) しかし、一月一四日午後、森戸が起訴されると吉野の反応は変わる。森戸論文は一方において「第三者には多少宣伝と認められぬ点がないでもない」し、またクロポトキンの美点のみを挙げているところがあると従来同様な指摘をしながら、他方ではもし森戸が法廷に立つような事になれば「恐らく当大学教授の全部」、大学生の大部分は森戸擁護に立つであろう、(7) となる。森戸論文をもって黒としていた吉野までもが、東大全教員の中の一員として森戸擁護に立つというのである。批判と擁護が相半ばする灰色の状態になる。翌一月一五日の午前中に吉野は学問の自由のために法廷に立って森戸の弁護人を引き受けても好いと変化した。(8) 灰色から白への変心である。変心を遂げた吉野はその日のうちに執筆したと思われる「クロポトキンの思想の研究」の第一回目の原稿において、森戸論文には異見はあるが、これを宣伝と見做すのは隠当でないとした。ついで、森戸論文危険論は放棄され、クロポトキンの無政府主義は排斥すべきものであるが共鳴すべきものもある、クロポトキンの研究が挫折するようなことがあれば甚だ遺憾である、となった。「クロポトキンの思想の研究」には、森戸論文は研究である、研究であって宣伝ではないのであるから禁圧されてはならないという森戸擁護論が行間に滲むものとなった。

以上、吉野は該論文において、㈠クロポトキンの思想に全然触れることなく、クロポトキン乃至無政府主義の思想を論じるかのような筆使いをし、㈡クロポトキンが讃美するわけがない「我が皇室」を讃美し、㈢森戸事件に対するスタンスを変えた。吉野はかくのごとくクロポトキンの思想なるものの思想と論理をすりかえて、逸脱し、歪曲して論じた。詐欺、虚像の筆使いもした。それほどまでにして森戸を守り、クロポトキンの研究の妨害をはね返そうとした。

しかし一度口にした虚偽を維持するためには虚偽を拡大再生産しなくてはならぬ。たとえば今日の無政府主義は破壊的なもの許りではないという点については次のように拡大され、再生産される。従来、アナーキズムは政府乃至支配階級に対し頗る危険な破壊思想であり、クロポトキンのアナーキズムは国家を直ちに破壊すべしというのだから、危険なものである。しかし、今日ではアナーキズムは格別実際上の危険を伴わないような意味に解かれるようになったという。(9) 吉野はアナーキズムが穏健化したというが、その具体的な証明をすることなく、つづけて述べるところは穏健化した最近のアナーキズムの主張ではなく、吉野の見解である。アナーキズムは国家を否認するというが、人類の共同生活を破壊し、其秩序を否認するというのではない。共同生活を秩序づける統制原理が必要である。「日本の国体なども権力服従で説明しようなどといふ考は、甚だ我国体の道徳的意義を没却するものと考へて居る」、しかし強制力なしに共同生活は維持されない、権力が必要であり、国家が必要である、但し遠い将来の理想としては無強制の完全な道徳的状態を打建てるということでなければならない、と。ここで大事な点は、国体論にせよ、権力・国家必要論はクロポトキンの主張でないのはいうまでもないが、クロポトキン以外のいかなる最近の無政府主義者の主張とも特定されていない。これはまぎれもなく吉野個人の見解である。かかる主張・見解に対して吉野は「アナーキズムに対する新解釈」と名づけた。しかし、これは、あくまでも吉野の解釈である。ここで大事な点は吉野がアナーキズムは権力と国家を必要と認めると主張するところまで後退したということである。後退というのはもっとも穏やかな表現であって、実態は権力と国家の前に思想的に屈服したことである。研究者の誠実を自ら放棄したというかもしれな

い。

退却した者の多くは、退却した自分に都合のいい弁解を考えるものである。吉野は別の場所においてバートランド・ラッセル(Bertrand Russell)を挙げ、退却した自分の立場を代弁させる。[10] 元来、吉野は森戸事件直後からクロポトキン、トルストイ(Alekseı K, Tolstoi)、ラッセルと戦後世界の思想探索は進行すると考えていた。[11] クロポトキンを現代的に観るためにはラッセルに赴かざるを得ないともいっていた。[12] つまり吉野はラッセルを当代を代表する思想家であるとし、その思想の中にクロポトキンの思想が加味されているとした。吉野によれば、ラッセルは自由について自分勝手放題のことをするというのではなく、人間が人間としての面目を発揮するために、自分の悪い方面を押えることにより、人間が人間としての自由を主張し得ると説いた思想家であり、このラッセルの「説明の仕方が完全無欠である」とする。[13] この完全無欠なラッセルはダーヴィン(Charles R,Darwin)の「所有の衝動」とクロポトキンの「創造の衝動」という両者の考え方を加味し、新しい学説を立てた。それは人間にとり高い価値の創造は、そのために所有を押えることが個人にとっても社会にとっても必要である。そこで所有を押えるために、ラッセルは「無政府主義でなく社会的並に政治的制度の必要を説いた、即ち国家の必要を説いた」[14]というのである。クロポトキンの学説に啓発されたラッセルは、ダーヴィンの学説にも教示され、両者を加味して真の創造・自由は所有したいという衝動を制度的に抑制するものがなくてはならないとする考えに逢着し、権力、国家の必要を説いたとする。かかる権力は「権力の為の権力でなくして人間の人格的自由、人格的価値を発現する」ために必要な権力であるとする。[15] 実は吉野は、ラッセルのこの学説の紹介をデモクラシイに関する講演の中で論じた。吉野がここにおいて強調している点は、無政府主義は危険なものばかりではない、最近の無政府主義は穏健化し、権力、国家を容認するようになったとする「アナーキズムに対し新しい解釈」と重複している。かくして吉野は、ある時はクロポトキンの名において、また他の時はアナーキズムの看板の下に、論じてきたことの内容はアナーキズムではなく、穏健なデモクラシイに外ならなかった。

吉野はまた右のデモクラシイに関する講演において日本の国体につき言及し、皇室は主権者であると同時に国民との間に道徳的関係にある、すなわち「義は君臣にして情は父子の如しと云ふ風に皇室と国民との関係を権力と服従と云ふ風に闘争的の関係で以て結ばれてない」[16]としていた。「クロポトキンの思想の研究」以来、くり返してきた国体論である。日本の国体は、民本主義の立場から見ても、アナーキズムの立場から見ても、はたまたデモクラシイの立場からしても「義は君臣にして情は父子」であり世界に冠たるものであるかのごとく説くのであるから、この点において吉野には発禁、弁士中止はない。

以上のようにクロポトキンの思想でないものをクロポトキンの思想と論じ、クロポトキンの思想からは間違ってもでてこない「我が皇室」を大讃歌する「クロポトキンの思想の研究」は、吉野をもって卓越した進歩的思想家と書き上げる者の目をそむけたいところである。したがって、かれらは大衆の目に触れ、話題にならずにはいないマスコミに四回にもわたり連載された該論文を決して検討しようとはしないし、その存在についても一言半句もない[17]。理解に苦しむところである。

しかしながら、この世に現われるすべてのものは歴史的必然である。吉野には該論文をこのように書かなくてはならぬ必然性があった。

第一の必然は、吉野は自己を世評通り進歩的思想家としての地位を維持したいところから発した必然である。大正五年一月以来、日本思想界の最前線に躍りでた吉野は、大正八年に入るとジャーナリズム界の人気を福田徳三に奪われた。さらに同年中頃以降になると、吉野が過激な労働運動に対し、労働運動は本来人道主義的なものであるべきだと苦言を呈している間に河上肇が追い上げ、追い越した。やがて森戸事件である。吉野の膝下の東京帝国大学生は森戸擁護運動を展開し、新聞は学生運動に声援を送り、当局はこれらの運動、報道に手を拱ねいているに過ぎないとき、森戸論文危険論を唱えていてはたちまち過去の人になる。乾坤一擲を期して執筆したのが該論文である。森戸論文は

宣伝ではなく、またクロポトキンの無政府主義の中には宝石があり、クロポトキンの研究は禁圧されるべきではない、というのは吉野の進歩主義への復帰宣言である。[18]

第二の必然は、森戸擁護、クロポトキン研究の継続を唱える以上、それらの目的と自己の安全維持を計るために、無政府主義無害論を強調せざるを得ない。無政府主義が無害であるとするためにはなによりも、該主義は国体には寸毫といえども瑕疵を加えないといわざるを得ない。それが論理のすりかえ、詐欺、虚偽、牽強付会、そして歪曲、捏造であろうとやむを得ない。室伏高信は吉野の「アナーキズムの新解釈」には一点たりともアナーキズムに対する新解釈はないといったが、吉野の「クロポトキンの思想の研究」にはほとんどクロポトキンの思想はなかった。時代はクロポトキンの思想を大衆の読む商業新聞に書ける時代ではなかった。大衆の目に触れ難い大学の学術雑誌に発表した森戸論文ですら、その関係者が新聞紙法により起訴された時代である。いわんや、大衆的新聞にクロポトキンの神髄など書けるものではない。

(1) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究」(『東京朝日新聞』大正九年一月一六日)。第一回の掲載は(一)と(二)の二節より成る。

(2) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究」(『東京朝日新聞』大正九年一月一七日)。この第二回の掲載は(三)になっている。

(3) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究」(『東京朝日新聞』大正九年一月一八日)。この第三回の掲載は(四)(五)の二節から成っている。

(4) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究」(『東京朝日新聞』大正九年一月一九日)。この第四回の掲載は(六)(七)の二節から成っている。

(5) 「森戸助教授排斥は／学生として愚劣／クロポトキン研究は當然の勢／只同氏の紹介は餘に露骨／吉野作造博士は批評す」(『讀賣新聞』大正九年一月一二日)及び前掲拙稿「森戸辰男事件序説」。

(6) 「人材が去るのは／惜い事／唯過失の為に／吉野博士の談」(『讀賣新聞』大正九年一月一四日)及び同右拙稿。

(7) 「大學生の多くが／擁護せん／森戸君が法廷に／立つ様になれば／吉野博士の談」(『東京日日新聞』大正九年一月一五日)。

（8）木佐木勝『木佐木日記――滝田樗陰とその時代――』（図書新聞社一九六五年一二月一五日）九六～九七頁。
（9）吉野作造「アナーキムズに對する新解釈」（『中央公論』大正九年二月号）。『中央公論』編集長滝田樗陰が大正九年一月一五日、東京大学に吉野を訪ね、学問的立場から森戸論文と無政府主義の問題について吉野に原稿を依頼した（前掲木佐木『木佐木日記――滝田樗陰とその時代――』九七頁）結果生まれたものがこれであろう。但し該評論には森戸論文についても、また森戸についても直接触れていない。なお該評論は大正九年一月二一日には、まだ口述筆記中であった（同右書一〇三頁）。
（10）吉野作造「デモクラシイに関する問題特に国体との関係」。これは帝国教育会が大正九年一月二六日より六日間にわたって開催した第一回思想問題研究会で行った講演である（「帝国教育会の主催で／思想問題の研究／其の第一回を廿六日より六日間／主として社会、民主主義など」（『讀賣新聞』大正九年一月二〇日）。なお本講演は帝国教育会編『思想問題講演集』（隆文館図書株式会社　大正九年六月八日）に収録されている。
（11）前掲「森戸助教授排斥は／云々」。
（12）前掲吉野「クロポトキンの思想の研究」連載第四回目。
（13）前掲「デモクラシイに関する問題特に国体との関係」（前掲『思想問題講演集』二四一～二頁）。
（14）同右（同右書　二四四頁）。
（15）同右（同右書　二五五頁）。
（16）同右（同右書　二五一頁）。
（17）たとえば田中惣三郎『吉野作造』（未来社　一九五八年七月十五日）、三谷太一郎「思想家としての吉野作造」（三谷太一郎著『大正デモクラシー論』（中央公論社　昭和四十九年六月一十五日）所収）。
（18）室伏高信「クロポトキンの国家観について」（『改造』大正九年三月号）。

四、安全圏からの学問・研究自由論

吉野作造が「クロポトキンの思想の研究」を執筆（多分一月一五日から一月一八日）し、「アナーキズムに対する新解釈」（一月二一日頃）を口述筆記していたころ、他の言論人は森戸事件に対し、いかなる発言をしていたかを本節で

は考察する。その考察を進めるに当り論者が心得たことは次の点である。森戸はクロポトキンの社会思想を論じて筆禍にあった。森戸論文の核心はその序論にある。森戸はそこで大要次のように断言していた。すなわち、人生究極の目的は「自由なる人格」であるが、現代の社会状態の下においては国家主義と資本主義により、その目的が妨げられている。国家主義は権力の上に立ち、法治国家、立憲国家、文化国家と讃えられていても、その原理は命令、強制、威嚇により民衆を隷従者(サブゼクト)としている。資本主義は私有財産制度により労働者を「虐使の自由」の状態においている。したがって自由なる人格の実現には「権力なき社会即ち無政府制社会」「私有財産なき社会即ち共産制社会」であることが必要である。要するに「無政府共産主義」の実現という所に帰着する、とした。論文の冒頭に置かれたこの序論は森戸の信念であり理想である。この森戸の信念理想である無政府共産主義に関する学説の代表はピーター・クロポトキンであるとし、クロポトキンの無政府共産主義を詳述した。したがって森戸事件につき正直に論評しようとする者は自己の論評を通じて無政府共産主義に対する自己の信念を披瀝しなくてはならない。吉野は曲りなりにも、クロポトキン乃至はアナーキズムが問題の核心とする国家及び権力に言及した。その点において吉野は書生であり、愚直であった。牽強付会、論理のすりかえがあっても他の論者と比較すると正直であった。以上のことを念頭に置き、吉野以外の論者の森戸事件に対する視点につき考察しよう。

(一)森戸論文の内容に立ち入って直接触れることなく、抽象的に自由の問題として論じた者がいた。例えば、森戸問題に触発されて筆をとりながら「森戸問題の批判は之を他日に譲り、茲には『言論の自由』に対する国家の正当なる態度」[1]を考えるという類である。つまり言論の自由が妨げられている目前の問題として森戸事件をとり挙げるのではなく、空に向い「一国の文化は専ら自由なる精神から生るゝ」[2]と嘯くだけである。国家社会を研究する者が、マルクスやバクーニンやクロポトキンを研究資料として取扱うのは、医学者に屍体を解剖することが医学研究上国法の範囲内において許されていることと同じであり、共に大学における「研究の自由」の範囲内のものである、という一文が

ある。[3] 抽象的に巧みに説明されているように見えて、じつは森戸論文の問題点にいささかも迫っていない。

河上肇は「学者は絶対に研究の自由」を有し、「学者は学者なるが故に、学者としての本質を絶対に離るべからざる研究上の絶対自由を要求する権利と義務」を有し、「大学は学問研究の上に絶対の自由」を有すべきであるという。[4]「絶対」を研究、大学、学問等の上にそして下に重ね、口角泡を飛ばして論じながら、とどのつまりは「私は決して森戸君の発表した思想の内容を是非しやうとするのでは無い。私は其意見の内容如何に拘らず」[5]一切論じないというのであるから、読者は肩透しを喰わざるを得ない。読者から「無定見も甚だし。吾人は眞摯な眞理執着な篤学者の声としてもうちつと実のある眞剣な学説上の論争点の真髄を捉へて蒙を啓いて頂きたい」[6]との批判が寄せられるのは当然である。河上が当該論文において問題にしたのは東京帝国大学総長及び同大学経済学部教授会であった。河上は、これらのものが、自ら進んで森戸を「處置」したこと、これこそが「此事件に関する唯一の論点である」という。たしかにその通りであるが、政府もまた森戸を休職とし、森戸の留学生資格を免じ、就中起訴し、裁判は目睫の間に迫っていたが、かかる政府、司法当局の「處置」には触れない。大学当局の処置を攻撃している限り、河上に危険が及ぶことはない。河上の発言はそのことを十分に承知した上でのものであり、読者もそれを直感し眞摯な眞理執着の篤学者の声を求めたのであった。

浮田和民もまた思想自由に焦点を合わせ、森戸事件をとり上げた。憲法第二十八条における信教の自由及び第二十九条における言論、著作、印行、集会及び結社の自由の明記から憲法は思想発表及び宣伝の自由を保障している。然るに森戸は、論文掲載誌の発禁、留学生の罷免、そして休職の処分を受けている。思想の自由はここにない。また上述の処分を受けた後に起訴された。裁判の始まらぬ先きに裁判の判決がすでに宣告されたと同様である。これは違憲であり非立憲である、という。[7] 浮田はこれより先き、クロポトキンが革命家であっても、その学説を紹介、宣伝することは自由である、その紹介宣伝の結果、実際運動が起り、治安妨害の客観的事実が発生した場合、政府の干渉が始

めて立憲的に施行される、何等治安妨害の事実がないのに憲法上の自由を破壊するのは政府として非立憲の甚だしき行為と断じていた。[8] 浮田は右二論文において森戸論文にはまったく立入らず、それゆえに森戸論文の問題点については言及しないが、[9] 森戸論文を発禁にし、森戸を休職にし、森戸の留学生資格を剥奪した政府の処置を憲法違反であると詰め寄っているところは、観念的に自由をつぶやいていたに過ぎない論者より眞剣であった。

北沢新次郎は事件への批判は「予審中に属する」から意見を発表できないとした上で、「帝国大学は軍国主義、帝国主義以外の事」をなすにおいて圧迫を受ける状態では、学問の独立、研究の自由はなく、「大学は恰も官僚閥及軍閥の基調所」の観を呈し、日本の発展にならないとした。[10] それは森戸論文につき、いかなる形においても検討をせず、大衆に大音声でぶち上げる観念的演説の観を呈するものであった。

(二)森戸事件における教授会の手続・決議を非として論評する立場があった。教授会の手続・決議には不合理、矛盾があるとして追及するのであるが、森戸論文にはいっさい触れない方法である。この立場をとったのは長谷川如是閑である。[11] すなわち長谷川は、①『経済学研究』の回収、②森戸休職、③森戸・大内の起訴、という三段階における手続きを問題にする。

①何故に、経済学部教授会は法律の強制を待たないで自ら雑誌を回収したか——考えられる唯一の場合は、教授らは森戸論文に対して自己の心状から圧迫に同感すべき状態にあり、圧迫に服従することが、彼等の良心に合致したのである。

②森戸は何故に休職となったか——此処でも一番あり得べきことは、教授会は圧迫者と同一精神状態に在った為めに、圧迫者よりも先きに、森戸を圧迫したということである。

③森戸、大内に対する起訴——政府が該事件を起訴した手続きは、事柄自身を自主的に治めれば法律を適用しないという暗示を関係者一同に感ぜしめて、その自主的処置を取らした後に法律の適用が行われた。「禁止」以前の

「回収」とか「起訴」以前の「休職」とかいうことは、その事柄自身が、自主的処置によって、事を治めしめるという暗示になっている。

長谷川は以上のごとく回収、休職、起訴の段階における手続きの矛盾、不合理を衝いている。結論として長谷川は経済学部の教授会全員の学問上、道徳上、事務上、人間的の諸資格の全部に対して悲観的判断をせざるを得ないとしている。さきの三段階の最後には政府の起訴手続上の不明朗さを指摘しながら、それはつけ足し程度であって、力をこめて追及したのは教授会の手続きが矛盾、不合理であるということであった。森戸論文を引用してその論争点を攻撃することは、長谷川論文掲載誌の「発賣を禁止される虞」があるから敢てしないとした。長谷川は権力者の繰り出す十手の圏外という安全地帯にいて弱い教授会を責めたてる老獪なジャーナリストであった。

大山郁夫も、森戸論文を読んでいないと断わり、教授会が研究的のものとして機関雑誌において公衆に推薦しておきながら、政府の干渉があると、急に不穏なものとして引込めたことをあげて、その自信のない態度を弾劾した。[12] かように教授会自体が研究の自由を放棄したという非難論法は、非難者の身に危険が及ばないために多くの論者により用いられた。[13]

(三)森戸論文は学術論文であるから共産主義を宣伝したものではないという視点から論じた者がいた。櫛田民蔵は森戸論文にはクロポトキンに共鳴するような筆致が窺われぬではないが、しかし社会に関する学問は自然科学と異なり、著者の個人的趣味が比較的多く働くのは已むを得ないとした上で、それがなおかつ学術論文であることを以下のように述べる。すなわち、森戸のような社会政策専攻者は思想研究は避けることができない。そのために森戸はアントン・メンガー(Anton Menger)の国家社会主義やルジオ・ブレンターノ(Lujo Brentano)の自助的社会政策を研究し、それと同じレベルでクロポトキンの無政府主義を研究した、三者は全然思想傾向の異なる者である。それらを同時に世に紹介したのは森戸が研究者であって宣伝者でない證拠であるとした。[14] 長谷川如是閑もまた森戸論文を研究的なものと

した。その論証として右の櫛田論文の一節を紹介し、さらにそれを敷衍した。すなわち森戸は我国経済状態に対する実際指針としてクロポトキンと全然違った思想のブレンターノを推奨している。ここに森戸がクロポトキンの実際宣伝であると断定できない証拠があるとする。[15] 森戸論文は学術論文ではなく、無政府共産主義を宣伝する傾向があるという理由により森戸は処分を受けたのであるから、宣伝ではなく、研究論文であることを證明することは森戸擁護の有力な方法であった。櫛田は森戸論文を引用することは新聞紙法に問われる虞れがあるからとし、長谷川は森戸論文の引用は法律上不可能であるからと弁明し、先述のごとき間接的弁護法を用いた。大庭柯公は森戸論文のすべてが研究であるというが、[16] その論証は直接的にもまた間接的にも一言たりともしないから、ファンか、あるいは偏向者の作文である。

㈣既述の各視点とは異なる見解があった。京都大学教授・法学博士神戸正雄は当該論文を見るとクロポトキンの主張がまさに森戸の意見になっている。これにより森戸も「共産無政府主義者であると推定し得る」[17]とする。ただし神戸は森戸が無政府共産主義者であるから怪しからぬとはいわない。神戸は、しかし、と以下のように続ける。「学者に研究の自由があり、且つ学者的良心があるならば、右の理想を研究し之を可と信ずるに於て之を正々堂々と発表することも少しも不思議はない」、これに対し政府は苟くも国家政府を無視せんとするものは政府としては黙認することが難かろう。「政府は国家に不利と認むるに於て断々乎として発売禁止を行ひ、少しも仮借するに及ばぬ」、森戸は実に学者としてその責任を果したが政府の森戸に休職並に留学罷免の辞令を出した処置も適当と思う、と結んだ。喧嘩両成敗に見えて、森戸論文が国家政府を無視しているのであるから、森戸の処罰は当然ということになる。

㈤最後に、森戸論文に異議ありとした者につき考察する。山川健次郎東大総長、金井延東大経済学部長らは森戸論文は国法に抵触すると考えた。堀江帰一は森戸論文を読んでいないが、クロポトキンの危険思想を紹介するとは由々しき問題だとした。東大法学部長仁井田益太郎は新旧いずれの思想にしろ余り極端をいうのは宜しくない、としてい

た。[18] いずれも新聞談話においてであることもあるが、かれらは森戸論文のいかなる論点が国法に抵触し、由々しいところであり、また極端であるのかを具体的に挙げないことは森戸擁護論者と同じである。

岩野泡鳴もまた森戸論文に異議ありとする者であった。岩野はクロポトキンの思想のような無政府主義的傾向を日本人に紹介するのは「相当の刑罰に価ひする」、なぜならば「皇室の問題を無にしてゐる」ことになるからだ、としたが、[19] 岩野は森戸論文をこの段階で読んでいない。したがって岩野は無政府主義と聞いただけで反射的に反対するのであるが、これは、クロポトキンを紹介したと聞いただけで即由々しきことといい放った堀江帰一と似ている。森戸事件に関していえば、岩野、堀江は、大庭柯公を丁度裏返しにした発想をしていた。

いま一人、鹿子員信をここに挙げておこう。鹿子は国家主義者である。彼はクロポトキンや森戸論文をとうてい容認できない。その鹿子が論理の悪戯的手法により、森戸論文はいささかも危険でないとする。その説述するところは以下の通りである。すなわち森戸はその論文において、まず森戸の思想として「国家は命令、強制、恐喝の上に立つ」が、命令、強制、恐喝から出ずるものは我等本来の真意に非ずして、寧ろ否定である、とする。ならば国家の管理下にある東京帝国大学、そこの森戸助教授、そこの機関誌『経済学研究』に発表された森戸論文はクロポトキンの無政府主義に対する共鳴、同情、感激であるが、これは命令、強制、恐喝により管理されているといわねばならぬ。したがって森戸の本音はその反対でなければならぬ。無政府主義(Anarchism)に反対なるもの、即ち非無政府主義(Am-anarchism)、[20] 無政府主義の否定たる政府主義、一切の権力主義(Archism)に相違ない。したがって危険でないというのである。鹿子は論理学の悪ふざけをしているのであって、本音は森戸がクロポトキンと無政府主義に共鳴、同情、感激していることを非とするものであることはいうまでもない。

総括して吉野作造を含む上述の論者は、いずれも森戸論文を踏まえた上で、森戸事件を論じていない。森戸論文は係争中であるためにこれを云々できないという法律上の制限はあった。そうした中にあって、吉野は、森戸論文、ク

ロポトキンの思想、そして無政府主義に共通している最重要点である国家論と国体論をもって禁圧者に立ち向った。この時、吉野が振りかざす国家論、国体論はすりかえ論法、牽強付会、歪曲等で継接されていた。大正五年に先鋭な民本主義理論家としての名誉を一身に受けた吉野は、森戸事件においてはいささかドンキホーテめいていた。その結果、この時の吉野は当時においても、また後世においても、たたえる者はいない。吉野をもって進歩的思想家とする今日の研究者中、ただの一人として吉野の「クロポトキンの思想の研究」と「デモクラシイに関する問題特に国体との関係」に言及する者はいない。さらに正確にいえば今日の吉野作造研究者中、この吉野の言論の存在すら指摘する者は皆無という珍妙な現象を呈している。盲信者が教祖の愚行を見て見ぬ振りをするのは宗教の世界だけではない。

(1)(2)「言論の自由と国家」(『中央公論』大正九年二月号巻頭言)。
(3)「大学に於ける研究の自由」(『我等』大正九年二月号　無署名)。
(4)河上肇「森戸助教授の休職に就て」(『東京日日新聞』大正九年一月二七日)。
(5)河上肇「森戸助教授の休職に就て(前承)」(『東京日日新聞』大正九年一月二八日)。
(6)廣瀬了義「河上博士に質す――術的内容に触れざるを惜む」(『東京日日新聞』大正九年二月四日)。なおサブタイトルの「術的云々」は「学術的云々」であろう。
(7)浮田和民「解決すべき三個の重大問題」(『実業之日本』大正九年二月一日号)。
(8)浮田和民「危険思想」(『讀賣新聞』大正九年一月一六日)及び前掲拙稿「国家と文化の対立――森戸辰男事件をめぐって――」。
(9)浮田は前掲「危険思想」で、森戸論文は未見であることを記している。
(10)北沢新次郎「最高学府の使命」(『新小説』大正九年二月号)。
(11)長谷川如是閑「森戸助教授筆禍事件の論理的解剖」(『我等』大正九年二月号)。
(12)大山郁夫「研究の自由と研究発表の自由」(『新小説』大正九年二月号)。
(13)たとえば長谷川論文が掲載された同誌に長谷川論文の通俗版と称しても過言でないと思われる「をちこち」(無署名)及び一片の抗議もしない教授会は学者の風上にも置けないとする「大学教授の不見識」(無署名)がある。あるいは山本実彦は総長山川健次郎に的を絞り、山川は森戸の排斥を目論見める興国同志会に森戸処分法を暗示し、排斥運動に同情したことは懲

戒に価するとし（「思想大臣でも新設せよ」△『改造』大正九年二月号▽）、さらに東大経済学部と山川の執りたる言動は学問の独立、大学の独立よりして遺憾に堪えぬとした（「帝国大学と森戸教授」△同右『改造』巻頭言。無署名であるが山本論文と同じ文言の使用があるため山本の執筆と推定する）。

(14) 櫛田民蔵「森戸君の態度は『研究的』」（『我等』大正九年二月号）。

(15) 長谷川如是閑「森戸助教授問題と森戸君の態度」（『我等』大正九年二月号）。

(16) 大庭柯公「全部が『研究』の範囲」（『改造』大正九年二月号）において森戸論文には無政府共産主義の説明はあるが提唱はない、そこに極く微弱な肯定はあるが、些少の主張もない、大部分の紹介と僅少の批判があるのみである、「切言すれば全部が『研究』であるに過ぎぬ」という。

(17) 神戸正雄「森戸問題に就きて」（『改造』大正九年二月号）。

(18) 前掲拙稿「森戸辰男事件序論」。

(19) 前掲岩野泡鳴「無政府主義紹介事件の批判」。

(20) 鹿子員信「なってをらぬ」（『新小説』大正九年二月号）。

五、結　語

吉野作造は森戸論文危険論を修正しなくてはならなくなった時、もはや自分が時代の寵児、思想界の先駆者でないことを感じたのではなかったか。そこから生じた焦りが、吉野本来の生真面目さとあいまって牽強付会な論文「クロポトキンの思想の研究」とその延長戦上にある「デモクラシーに関する論文特に国体との関係」の講演となったと思われる。該論文はその前後の吉野とその周辺の発言者とを併せ考察する時、思想家の世代交代を感じさせるものがある。むろん、吉野にとってかわるべき思想家たちが森戸事件をめぐる国家と文化の対立の前に吉野以上に勇敢にして誠実な真理の探究者であったというのではない。いえることは、吉野の先駆者的な時代は過ぎたということである。

(後記) 本稿は慶應義塾平成五年度学事振興資金により成るものである。